

災害救助地区本部について

1 名古屋市の防災組織

名古屋市では、市の区域に、台風や地震などの災害が発生したり、発生する恐れがある場合に、市に災害対策本部を設置し、同時に各区に区災害対策本部を設置します。さらに必要がある場合は、各学区に災害救助地区本部を設置します。

| | |
|-----------------------|--|
| (市) 名古屋市 災害対策本部 | ・市長が本部長 ・各局長が本部員となる ・災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、災害応急対策を強力に推進していくために設置 |
| (区) 区災害対策本部 | ・区長が区本部長 ・区職員が区本部員となる ・区内の災害対策の総合調整、被害状況の調査などを行う |
| (学区) 災害救助地区本部 | ・地区本部長及び地区副本部長は区長の推薦に基づき市長が委嘱 ・災害救助地区本部委員が地区本部長の命を受け、地区本部の事務に従事 ・避難警報の住民への周知徹底、被害状況の調査、避難施設の運営管理の補助などを行う |

2 災害救助地区本部

災害救助地区本部（以下「地区本部」という。）は風水害・地震等の非常災害に際して、住民の各種の団体と有機的な協力関係を確立し、防災及び救助その他の活動を円滑にするため、次の場合に、地域防災拠点である小学校に設置されます。

ア 地区本部の設置時期

- ・震度5強以上の地震が発生したとき。（小学校に自動開設する。）
- ・災害が発生し、あるいは発生するおそれがあり避難者が生じたとき。
- ・警戒宣言が発せられたとき。
- ・その他災害救助地区本部長（以下「地区本部長」という。）から要請があつたとき。

※「震度5強以上」の場合以外の設置指示は、区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）が行います。

イ 地区本部委員

地区本部は、「名古屋市災害救助地区本部規則」により設置されるもので、地区本部委員は学区内の災害対策委員と、あらかじめ学区内の住民の中から市長が委嘱した者により構成されます。

ウ 地区本部委員の任務

災害時には区災害対策本部に所属し、補助することとされており、その任務はおおむね次のとおりです。

- ・ 区本部から提供される避難準備情報及び避難勧告・指示等の情報を、学区内の住民に対して周知徹底させること。
- ・ 災害時における広報広聴活動に関すること。
- ・ 災害時における被害状況の調査に関すること。
- ・ 学区内の住民に対する救援物資の配布に関すること。
- ・ 避難施設の管理運営に関すること。
- ・ 災証明事務に関すること。
- ・ その他区災害対策本部の救援活動全般に関すること。